

平戸市中小企業等人材育成支援事業補助金

補助対象者

1. 平戸市内に事業所を設置し、事業を営んでいる人
(ただし、仮設または臨時の店舗 その他その措置が恒常的でない人は除きます。)
2. 個人にあっては、市内に住所を有する人
3. 補助金の交付を申請する日の属する会計年度末までに完了できる人
4. 市税などの滞納がない人



補助対象事業および補助額など

事業区分	対象経費	補助額
人材育成研修会等 開催支援事業	研修会などの 開催に要する経費 (講師の謝礼や旅費、教材費、消耗品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場等借上料)	対象経費の1/2以内で 10万円を上限
中小企業大学校・ 人材育成研修等 参加支援事業	研修会などへの 参加に要する経費 (受講料、教材費、交通費、宿泊費) (注) 交通費は、公共交通機関を利用した場合に限ります。	対象経費の2/3以内で 受講者1人当たり 年間5万円以内、 1事業者当たり 25万円を上限 (注) 補助対象経費が1万5千円未満の場合は除きます。



平戸市では、事業を営む中小企業者や個人の皆様が社員の資質向上、能力開発を目的として開催する研修会等や研修会等への参加に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

手続きの流れ

事業実施前に申請書の提出

【必要書類】 ◆補助金交付申請

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 暴力団排除にかかる誓約書
- ⑤ 申請者が個人 → 履歴書
申請者が法人 → 定款・登記事項証明書
- ⑥ 事業内容が分かる書類(見積書、研修のカリキュラムなど)
- ⑦ 市税等の滞納がないことの証明
- ⑧ その他必要な書類



実施後、実績報告書等の書類を提出

審査

◆補助金実績報告

- ① 補助金実績報告書
- ② 事業実績書
- ③ 収支精算書
- ④ 事業実施が確認できる書類(写真、レポートなど)
- ⑤ 事業実施に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
- ⑥ その他必要な書類

補助金を交付します

申込期間

随時受付

※ただし、予算がなくなり次第、応募を締め切ります。



お問
合せ先

平戸市 文化観光商工部 商工物産課 TEL 0950-22-4111